

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 概要

- ・ 道路占用料は、道路管理者である地方公共団体の条例で金額および徴収方法を定めることとされている（道路法第39条第2項）。
- ・ この度、「道路法施行令の一部を改正する政令」（令和7年12月26日公布、令和8年4月1日施行）により、道路占用料の見直しが実施されることとなったため、「滋賀県道路占用料徴収条例」を一部改正しようとするもの。

2 改正内容

- ・ 令和6年度の固定資産税評価額の評価替えを反映した道路占用料の見直し。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の一部改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本県においてもこれに準じて改定するため、滋賀県道路占用料徴収条例（昭和 44 年滋賀県条例第 25 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 道路占用料の額を改めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県道路占用料徴収条例新旧対照表

旧							新						
本則および付則 省略 別表（第2条関係）							本則および付則 省略 別表（第2条関係）						
占用物件の種類		単位	占用料				占用物件の種類		単位	占用料			
			所在地							所在地			
			第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地				第2 級地	第3 級地	第4 級地	第5 級地
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につ	800	570	480	430	法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につ	940	670	570	530
	第2種電柱	き1年	1,200	870	730	670		第2種電柱	き1年	1,400	1,000	880	810
	第3種電柱		1,700	1,200	990	900		第3種電柱		2,000	1,400	1,200	1,100
	第1種電話柱		710	510	430	390		第1種電話柱		840	600	510	470
	第2種電話柱		1,100	810	680	620		第2種電話柱		1,300	960	820	750
	第3種電話柱		1,600	1,100	940	850		第3種電話柱		1,800	1,300	1,100	1,000
	その他の柱類		71	51	43	39		その他の柱類		84	60	51	47
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートルに	7	5	4	4		共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1メ ートルに	8	6	5	5
	地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	4	3	3	2		地下に設ける電線 その他の線類	つき1年	5	4	3	3
	路上に設ける変圧 器	1個につ き1年	700	490	420	380		路上に設ける変圧 器	1個につ き1年	820	590	500	460
	地下に設ける変圧	占用面積	430	300	260	230		地下に設ける変圧	占用面積	500	360	310	280

器	1平方メートルにつき1年					
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,400	1,000	850	780	
郵便差出箱および信書便差出箱		600	420	360	330	
広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	4,800	1,800	870	590	
その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43	30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		64	45	38	35

器	1平方メートルにつき1年					
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,700	1,200	1,000	940	
郵便差出箱および信書便差出箱		710	500	430	390	
広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	5,400	1,900	900	580	
その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	1,700	1,200	1,000	940	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	35	25	22	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		50	36	31	28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル		76	54	46	42

未満のもの				
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	86	61	51	47
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	130	91	77	70
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	170	120	100	93
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	300	210	180	160
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	430	300	260	230
外径が1メートル以上のもの	860	610	510	470

未満のもの				
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	100	72	61	56
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	150	110	92	85
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	200	140	120	110
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	350	250	220	200
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	500	360	310	280
外径が1メートル以上のもの	1,000	720	610	560

法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	自動 運行 補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類	地下に 設ける もの	長さ1メ ートルに つき1年	4	3	3	2
		その他 のもの			14	10	9	8
		道路の構造ま たは交通の状 況を表示する 標示柱その他 の柱類	1本につ き1年		1,100	810	680	620
		その他 のもの	上空に 設ける もの	占有面積 1平方メ ートルに	710	510	430	390

法第32 条第1 項第3 号に掲 げる施 設	自動 運行 補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運 行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類	地下に 設ける もの	長さ1メ ートルに つき1年	5	4	3	3
		その他 のもの			17	12	10	9
		道路の構造ま たは交通の状 況を表示する 標示柱その他 の柱類	1本につ き1年		1,300	960	820	750
		その他 のもの	上空に 設ける もの	占有面積 1平方メ ートルに	840	600	510	470

		地下に 設ける もの	つき1年	430	300	260	230
	その他のもの			1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,400	900	430	290
地下に設ける通路			1,500	540	260	180	
その他のもの			1,400	1,000	850	780	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ	48	18	9	6
			一トルにつき1日				
	その他のもの		占用面積	480	180	87	59

		地下に 設ける もの	つき1年	500	360	310	280
	その他のもの			1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ	1,700	1,200	1,000	940
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路			2,700	950	450	290
地下に設ける通路			1,600	570	270	180	
その他のもの			1,700	1,200	1,000	940	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ	54	19	9	6
			一トルにつき1日				
	その他のもの		占用面積	540	190	90	58

設			1平方メ ートルに つき1月				
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第479 号。以 下「政 令」と い う。)	看板(ア チであるも のを除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	480	180	87	59
		その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	4,800	1,800	870	590
	標識		1本につ き1年	1,100	810	680	620
第7条 第1号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	48	18	9	6
		その他 のもの	1本につ き1月	480	180	87	59

設			1平方メ ートルに つき1月				
道路法 施行令 (昭和 27年政 令第47 9号。以 下「政 令」と い う。)	看板(ア チであるも のを除 く。)	一時的 に設け るもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	540	190	90	58
		その他 のもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	5,400	1,900	900	580
	標識		1本につ き1年	1,300	960	820	750
第7条 第1号 に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、 縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1本につ き1日	54	19	9	6
		その他 のもの	1本につ き1月	540	190	90	58

幕（政令第7条第4号に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、	その面積	48	18	9	6
	縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1平方メ ートルに つき1日				
	その他 のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	480	180	87	59
アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き1月	4,800	1,800	870	590
	その他 のもの		2,400	900	430	290
政令第7条第2号に掲げる 工作物	占用面積	1平方メ ートルに つき1年	1,400	1,000	850	780
政令第7条第4号に掲げる 工事中施設および同条第5	占用面積	1平方メ	480	180	87	59

幕（政令第7条第4号に掲げる工 事用施設で あるものを 除く。）	祭礼、	その面積	54	19	9	6
	縁日そ 他の 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	1平方メ ートルに つき1日				
	その他 のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1月	540	190	90	58
アーチ	車道を 横断す るもの	1基につ き1月	5,400	1,900	900	580
	その他 のもの		2,700	950	450	290
政令第7条第2号に掲げる 工作物	占用面積	1平方メ ートルに つき1年	1,700	1,200	1,000	940
政令第7条第4号に掲げる 工事中施設および同条第5	占用面積	1平方メ	540	190	90	58

号に掲げる工事用材料		一トルに				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		つき1月	140	100	85	78
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			
		その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額			
	建築物		Aに0.012を乗じ	Aに0.015を乗じ	Aに0.019を乗じ	Aに0.022を乗じ
	政令第7条第9号に					

号に掲げる工事用材料		一トルに				
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		つき1月	170	120	100	94
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額			
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額			
		その他のもの	Aに0.026を乗じて得た額			
	建築物		Aに0.015を乗じ	Aに0.017を乗じ	Aに0.022を乗じ	Aに0.024を乗じ
	政令第7条第9号に					

掲げる施設		て得た額	て得た額	て得た額	て得た額
	その他のもの	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.022を乗じて得た額			
		Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる		Aに0.025を乗じて得た額			

掲げる施設		て得た額	て得た額	て得た額	て得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額			
		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる		Aに0.026を乗じて得た額			

掲げる施設		て得た額	て得た額	て得た額	て得た額
	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物 その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額			
		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる		Aに0.026を乗じて得た額			

器具					
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額			

注 省略

器具					
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.024を乗じて得た額			
	その他のもの	Aに0.034を乗じて得た額			
政令第7条第14号および第15号に掲げる施設		Aに0.034を乗じて得た額			

注 省略